

公 告

陸上自衛隊
仙台駐屯地業務隊長
川 野 敏 生
(公印省略)

東北方面隊創隊66周年記念行事において、来場者に対しサービスの提供を行うため、野
外売店の出店事業者を募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
「東北方面隊創隊66周年記念行事」における野外売店経営
- (2) 業務内容（公募業種）
 - ア 食品・飲料販売（酒類を除く。）
 - イ 物品販売（自衛隊グッズ等）
- (3) 業務委託日時
令和8年9月27日（日）0900～1500
※ 時間は変更となる場合があります。
- (4) 設置施設の所在地及び名称
宮城県仙台市宮城野区南目館1－1
陸上自衛隊仙台駐屯地

2 応募資格

次に掲げる各号を全て満たすこと。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。若しくは、別
途配布する誓約書を提出すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、野外売店の経營業務のすべてを
自社で遂行できること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 各契約機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 公募を行う事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人
である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事
等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団
員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に
規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 飲食を提供する事業者については次の書類が提出できること。
 - ア 営業許可証の写し 1部
(仙台駐屯地内で調理加工する旨保健所へ届出、許可を受けたもの。)
 - イ 販売員全員の検便結果の写し 1部
(調理実施者だけではなく、販売員全員の開催日1年以内に実施したもの。)
- (13) 出店に当たり主催者側が示す事項を遵守できること。

3 出店希望申請書等の配布

- (1) 配布期間
令和8年6月12日(金)から令和8年6月26日(金)(土・日を除く。)
0900～1300、1400～1600
- (2) 配布場所
第5項「問合せ先」に同じ

4 申込期限

- (1) 持参の場合
令和8年6月26日(金) 1600
 - (2) 郵送の場合
令和8年6月26日(金) 必着
- ※ 申込期限を過ぎてからの提出は受け付けません。

5 問合せ先

〒983-8580

宮城県仙台市宮城野区南目館1-1

陸上自衛隊仙台駐屯地業務隊厚生科厚生班(厚生センター内)

電話：022-231-1111(内線3844)

担当：三浦、矢戸

6 その他

- (1) 出店区画数の制限があるため、申請しても必ず出店できるものではありません。
選考は提出書類に基づき書類選考による総合的審査の上、出店事業者を決定します。
また、出店場所については主催者側で決めさせていただきます。
- (2) 各種感染症の状況、災害派遣等の部隊等の行動及び荒天等による行事の中止等があることをご了承ください。
この際、国は損害賠償等の責任は負いません。
- (3) 店舗ごとに90ℓ程度の容量のごみ袋（ごみ箱）を設置しごみを回収するとともに、営業終了後に持ち帰っていただきます。また、自店のごみ袋に他店のごみが混入していても回収・持ち帰りにご協力いただきます。
残り汁が出る商品を提供する場合は、ごみ袋（ごみ箱）とともに液体の回収容器を設置し、営業終了後に持ち帰っていただきます。
- (4) 営業に必要な電源・水は各自で準備いただきます。（駐屯地内の電源・水道は使用できません。）
- (5) 営業間に発生した排水を駐屯地内の側溝等に捨てることはできません。営業終了後、持ち帰っていただきます。
- (6) 本行事においては、来場者の安全と円滑な行事運営を考慮し、酒類の販売は認めません。